○近畿地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月七日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業桂川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月七日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第二十六号甲賀広域都市計画道路事業三・五・三百二号葛木竜法師線

三　事業施行期間　自平成二十年三月六日至平成二十九年七月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び三百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立二五五番から同村大字立野字馬立一八八番一まで	前	二二・二三～四六・一一メートル	〇・五二六キロメートル
	後	二五・七二～九〇・八六メートル	〇・五二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○北海道開発局告示第十二号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
士別市多寄町五一七三番一から名寄市風連町字豊里二四六番一まで	前	一二・一〇～八三・四八メートル	四・七六五キロメートル

(三)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇五六林班い小班地内	前	七一・九七～七三・四九メートル	〇〇・〇二二キロメートル
	後	七一・九七～七七・〇六メートル	〇〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡鹿部町字大岩四八番一〇から同町字本別五三一番六九まで	A	七・六〇～三一・〇七メートル	六・八四二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E・F・G・H・I	一二・一〇～一一四・〇〇メートル	七・三九七キロメートル	
	A	七・六〇～三一・〇七メートル	六・八四二キロメートル	
	後 B・C・D・E・F・G・H・I	一二・一〇～一一四・〇〇メートル	七・三九七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部